

伊平屋村選挙管理委員会告示第 7 号

令和8年9月13日執行の沖縄県知事選挙において台風18号の影響により公職選挙法第144条の3の規定により、当該選挙の告示の日の前日までに同法第144条の2第1項の規定によりポスター掲示場を設置しない投票区は次のとおりである。

令和8年8月26日

伊平屋村選挙管理委員会
委員長 金城 信康



投票区名	ポスター掲示場の設置場所
第1投票所	1 田 名 田名公民館入口 2 田 名 シーファーガー入口 3 田 名 トーロー入口 4 前 泊 貝塚公園付近 5 前 泊 前泊スーパー付近 6 我喜屋 伊平屋村役場前 7 我喜屋 旧診療所前 8 我喜屋 我喜屋公民館前 9 我喜屋 教員宿舎前 10 島 尻 島尻区入口 11 島 尻 島尻スーパー前
第2投票所	12 野 甫 野甫区入口 13 野 甫 公民館前